

令和4年12月2日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、有限会社小松電器（所在地 千葉県船橋市）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ  
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ  
河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ  
小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1  
電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ  
田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イワニ トモヒコ  
磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57  
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
有限会社小松電器	千葉県船橋市本町1丁目13番10号

### 2. 指名停止措置期間

令和4年12月2日から令和5年3月1日まで（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の代表役員等（元代表取締役）は、代表取締役だった令和元年7月～令和2年9月にかけて、独立行政法人国立病院機構が運営する下志津病院の設備工事などをめぐり、同社が受注できるよう同病院の当時の企画課長に働きかけ、その謝礼として約100万円相当の旅行代などを供与したとして、令和4年5月11日、贈賄容疑で警視庁に逮捕された。また、令和元年7月～令和3年11月にかけて、同社が事務用品納入契約を受注できるよう、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの当時の係長に働きかけ、その謝礼として約220万円相当の飲食代や現金などを供与したとして、令和4年6月3日、贈賄容疑で警視庁に再逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の代表役員等（元代表取締役）が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第3号（贈賄）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第3号>

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から  3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内